実施計画及び実施計画に記載されている内容が確認できる次に掲げる事項を記載した書類を添付して、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（第三十五条の八及び第八十一条において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。	実施計画及び実施計画に記載されている内容が確認できる次に掲げる事項を記載した書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（実施計画の変更に係る認定の申請等）	（実施計画の変更に係る認定の申請等）
第三十五条の八　法第二十六条の四第一項の規定に基づき実施計画の変更の認定を申請しようとする事業主は、実施計画変更認定申請書（様式第七号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。	**第三十五条の八**　法第二十六条の四第一項の規定に基づき実施計画の変更の認定を申請しようとする事業主は、実施計画変更認定申請書（様式第七号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　法第二十六条の三第三項の認定を受けた事業主は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、実施計画変更届出書（様式第七号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。	4　法第二十六条の三第三項の認定を受けた事業主は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、実施計画変更届出書（様式第七号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。
（権限の委任）	（新設）
第八十一条　法第九十八条の二の規定により、法第二十六条の三第三項（法第二十六条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の四第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、同項に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第１面）

認定
実施計画変更認定申請書
実施計画変更届出書

年　月　日

都道府県労働局長　殿

申請者　事業主の氏名又は名称
（法人の場合）代表者の氏名
住所
電話番号

１　職業能力開発促進法第26条の３第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。
２　職業能力開発促進法第26条の４第１項の変更認定を受けたいので、下記のとおり申請します。
３　職業能力開発促進法施行規則第35条の８第３項の軽微な変更について、下記のとおり届出をします。

記

第１　実習併用職業訓練の概要
(1)　実習併用職業訓練の概要
①実習併用職業訓練の期間
年　月　日　～　年　月　日
②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間
年　月　日　～　年　月　日
③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数
(2)　実習等の概要
①実習等を実施する事業所の名称
②実習等を実施する事業所の所在地
③実習等を実施する事業所の電話番号